

日常生活自立支援事業

こんなことで、
お困りでは
ありませんか？



- ひとりで銀行に行っても、手続きがよくわからない。
- 通帳など大事な書類を失くしてしまった。
- 計画的にお金を使いたいのにな、いつも迷ってしまう。
- 訪問販売の人にすすめられて、わからないのに契約をしてしまった。
- 役所からいろいろな書類が届くけど、どう手続きすればいいのかわからない …など

利用 対象者

軽度の認知症や障がい等により、自分一人では契約等の判断をすることが不安であったり、お金の管理に困っている方(契約の内容を理解できる判断能力と本人意思が必要になります。)

サービス の内容

本人の意思に基づき、日常的な生活援助の範囲内で支援します。

福祉サービス利用援助

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談、契約のお手伝い、苦情解決制度の利用手続きの援助
- 郵便物の確認、住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供・相談、商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリングオフ制度等)の利用手続き

日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスや医療費の利用料金、税金や保険料、公共料金、家賃の支払い、年金や福祉手当の受領に必要な手続き …など

書類等預かりサービス

- 年金証書、預貯金通帳、権利証、実印などの書類預かり(金融機関の貸金庫で保管します。)

『日常生活自立支援事業』 とは…

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。



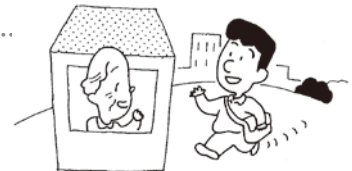
★専門員と生活支援員の役割

専門員

- * 困りごとや悩みごとについて相談を受けます。
- * 利用者本人の困っていることや希望をお聞きして、支援計画をつくります。
- * サービスの利用開始後、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば相談を受けます。

生活支援員

- * 利用契約後、支援計画に基づき定期的にご自宅に訪問します。
- * 福祉サービスの利用手続き、各種手続きや預貯金の出し入れをサポートします。



ご利用希望の方やもっと詳しく知りたい方は、お気軽にご相談ください。